

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 西条市中心市街地活性化基本計画策定委員会の設置

西条市中心市街地活性化基本計画の策定にあたって、その基本方針と目標指標の検討、本計画に掲げる各種事業を円滑かつ確実に実施するため、策定委員会を設置しています。策定委員会は、企画経済部長を委員長、建設部長を副委員長として、中心市街地活性化に関係する部局間の連携、調整を図りながら進めています。

民間事業者などの関係機関と連絡調整を行う事務局としては、企画経済部産業振興課（主に中心市街地のソフト事業を所管）から3名と、建設部都市計画整備課（主に中心市街地の市街地整備事業を所管）から2名を兼職として配置し、随時、中心市街地活性化会議を開きながら、あらゆる取組みに対して調整が図れる体制としています。

■西条市中心市街地活性化基本計画策定委員会の委員名簿

区 分	所 属 ・ 役 職	
委 員 長	企画経済部長	
副委員長	建設部長	
委 員	建設部技監	
〃	財務部 財政課長	
〃	市民安全部 危機管理課長	
〃	保健福祉部 女性児童福祉課長	
〃	保健福祉部 高齢介護課長	
〃	企画経済部 企画課長	
〃	企画経済部 観光振興課長	
〃	建設部 建設道路課長	
〃	建設部 建築住宅課長	
〃	教育委員会管理部 教育総務課長	
事 務 局	企画経済部 産業振興課	主に中心市街地のソフト事業を所管
〃	建設部 都市計画整備課	主に中心市街地の市街地整備事業を所管

■西条市中心市街地活性化基本計画策定委員会の開催経緯

＜第1回策定委員会…平成19年8月9日＞

- ・ 中心市街地活性化基本計画策定にあたって、中心市街地活性化の目標、方針について、中心市街地活性化に向けた実施事業について、アンケート調査結果について

＜第2回策定委員会…平成19年11月29日＞

- ・ 事業内容・目標数値の設定について、計画素案について

＜第3回策定委員会…平成20年3月17日＞

- ・ 基本計画（案）の修正について

＜第4回策定委員会…平成20年5月2日＞

- ・ 基本計画（案）の修正について



■中心市街地活性化会議の開催経緯

＜第1回会議…平成19年6月15日＞

- ・ スケジュールについて

＜第2回会議…平成19年6月29日＞

- ・ 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析、地域住民のニーズ等の把握・分析、西条市中心市街地活性化の方向性について

＜第3回会議…平成19年7月20日＞

- ・ アンケート調査について、中心市街地活性化基本計画骨子案について、策定委員会・中心市街地活性化協議会について

＜第4回会議…平成19年7月27日＞

- ・ 実施事業について、策定委員会の開催について

＜第5回会議…平成19年9月12日＞

- ・ 目標指標・目標数値について、実施事業について、活性化協議会設立準備会の開催について

＜第6回会議…平成19年10月19日＞

- ・ 中心市街地活性化基本計画素案について

＜第7回会議…平成19年12月17日＞

- ・ 都市機能の増進のための組織について

＜第8回会議…平成20年1月23日＞

- ・ 中心市街地活性化基本計画素案の修正、通行量調査について

＜第9回会議…平成20年2月13日＞

- ・ まちなか居住の推進に向けた取組みについて

＜第10回会議…平成20年10月2日＞

- ・ 西条市中心市街地活性化協議会設立総会

＜第11回会議…平成21年7月30日＞

- ・ タウンマネージャー及び中心市街地活性化コーディネータの設置について

＜第 12 回会議…平成 22 年 7 月 6 日＞

- ・西条市中心市街地活性化基本計画の変更について

＜第 13 回会議…平成 23 年 8 月 9 日＞

- ・西条市中心市街地活性化基本計画の変更について

＜第 14 回会議…平成 24 年 2 月 15 日＞

- ・西条紺屋町商店街（C 地区・D 地区・アーケード）整備事業に係る補助金等の申請について
- ・西条市中心市街地活性化基本計画の変更について

＜第 15 回会議…平成 24 年 5 月 31 日＞

- ・西条紺屋町商店街（C 地区・D 地区）整備事業に係る補助金等の申請について
- ・西条市中心市街地活性化基本計画の変更について

＜第 16 回会議…平成 24 年 11 月 6 日＞

- ・西条市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

＜第 17 回会議…平成 25 年 1 月 21 日＞

- ・西条市中心市街地活性化基本計画の変更及び計画期間延長について

＜第 18 回会議…平成 25 年 8 月 22 日＞

- ・西条市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

＜第 19 回会議…平成 26 年 2 月 21 日＞

- ・西条市中心市街地活性化基本計画の変更について

(2) 西条市議会における中心市街地活性化に関する審議又は討議の内容

西条市議会におけるまちづくり三法の改正に関しての質問に対し、以下のとおり答弁しています。

■西条市議会における検討経過

年月	審議・討議内容
平成 19 年 3 月議会	代表質問 まちづくり基盤整備事業により西条市の商店街周辺の道路環境などがかなり変化をしてきた。しかしながら、購買力を伸ばすには商店のあり方やしくみづくりが変化し、購買客の興味がわく取り組みが必要である。そこで、中心市街地活性化基本計画は、購買意欲がわくような取り組みとなり得るのか。どのような取り組みを展開されようとしているのか。 答弁要旨 新法の成立に基づき、この中心的なコンセプトである、歩いて暮らせるまちづくり、いわゆるコンパクトシティの形成を促進しようということである。 商業や公共サービス等の多様な都市機能が集積し、住民や事業者へのまとまった便益を提供できる中心市街地、高齢者等にも暮らしやすい生活環境が提供できる中心市街地、公共交通ネットワークの拠点、既存の都市基盤の確保、歴史的・文化的な背景など、地域の核として機能できる中心市街地、商工業者、その他の事業者や消費者が近接し、過去の投資の蓄積を活用しつつ、投資の効率性を確保できること。一商店街・商店への支援策ではなく、面として、そこへ人々が集まってくるしくみづくり、あるいは公共施設の整備等々を含めて、再生への最後のチャンスになるかもしれないという思いで取り組む。
平成 19 年 6 月議会	一般質問 市域の中で二極化現象が起こっている。この現状に対して、何か対策をとるつもりがあるかどうか。 答弁要旨 中心市街地でコンパクトなまちづくりを目指している。そのためには、商業機能の整備だけでなく、教育・文化とか福祉とか交流機能、さまざまな都市機能を中心市街地に集積していきたいと思っている。また、郊外部との交通アクセスについても十分検討を行っていきたい。 旧来の郊外部の市街地については、日常生活に必要な商業機能の充実を図る必要があると考えている。

年月	審議・討議内容
平成 19 年 12 月議会	一般質問 今後の中心市街地活性化事業の行程について 答弁要旨 これまでの事業経過としては、庁内に「西条市中心市街地活性化基本計画策定委員会」を立ち上げ、内部的な擦りあわせを行うとともに、庁外では西条商工会議所を中心とした「西条市中心市街地活性化協議会設立準備会」が立ち上がり、計画についてのご審議を頂き、市としての素案の形が出来つつある段階である。 今後のスケジュールとしては、年度内の早期認定に向け、素案を最終的な計画としてブラッシュアップし、内閣府や関係省庁との事前協議に入る予定である。ただ、その前段として市民の多様な意見を拝聴すべく、パブリックコメントを現在実施しており、頂いた意見を適切に反映させたいと考えている。
平成 19 年 12 月議会	一般質問 現在予定している事業の内容について 答弁要旨 市としては、少子高齢化やノーマライゼーション等の時代の潮流に対応した、誰もが安心して暮らせる良好な生活空間、さらには、本市固有の地域資源である水環境や、歴史・文化遺産等の保全に配慮しつつ、それらを活用した潤いと魅力あふれる都市空間を創造することにより、地域資源や都市機能が集積したコンパクトなまちづくりを目指していくこととし、これを実現するため、「『水と元気、情報の“うちぬき”空間』の創造」を基本理念として、 方針１：都市機能が集積した交流できる中心市街地の形成 方針２：誰もが安心して暮らせる快適な居住環境の形成 方針３：東予圏域における拠点都市にふさわしい魅力と賑わいの創出 の３つの方針のもとに、今年度認定後、５ケ年余りで 31 事業に取り組む予定である。

年月	審議・討議内容
平成20年 3月定例会	代表質問 商業の振興について 答弁要旨 ○現在、市においては「中心市街地活性化基本計画」の策定及び早期認定に向け、地元関係者をはじめ内閣府や関係省庁との協議を踏まえながら、鋭意取り組みを進めているところである。 ○もちろん、基本計画等施策の企画立案について、行政サイドがリードしていくことは当然であるが、質問の中でもご指摘のあるように、実際の施策実行段階では、行政として出来ることには一定限界があることも事実であり、商店街活性化のためには、地元の熱意、意気込みは絶対条件であると認識している。 ○現時点で商店街サイドからは、今回の基本計画に盛り込む事業として、街なか情報発信事業やふれあい産直市開催事業、まちかど博物館整備事業、「千の風になって」のまちづくり事業など新規事業の提案のほか、既存の五日市開催事業等についても集客力向上に向けた見直しを進めていると伺っている。 ○また、民間発のハード事業として、既に一部の商店街（紺屋町）では共同店舗の整備についての検討を開始するなど、商店街活性化に向けて、これまではなかった積極的かつ新たな取り組みも見られる。更に、こうした動きに呼応して、商工会議所内には、「西条市中心市街地活性化検討委員会」が設置され、先ほどの共同店舗整備をはじめとした活性化に向けた検討も始まっている。 ○こうした状況を総合的に勘案すれば、商店経営者を中心とした商業関係者の熱意・意気込みは、今回の計画策定を契機として、今までになく盛り上がっているものと判断しており、今後の計画策定及び実施段階においても、行政としてそうした萌芽を大切に見守り、商店街の自立に向けた動きを最大限支援していきたいと考えている。 ○しかし、商店街間あるいは商店間で、活性化に向けての温度差も一定存在することから、そうしたギャップ解消に向けた改革意識の醸成や事業の円滑な継承、商店街組織の持続的かつ健全な運営などについても、今後の商業振興を取り巻く重要な課題であると認識しており、商工会議所等とも連携しながら取り組みを進めていきたい。

〔２〕 中心市街地活性化協議会に関する事項

（１） 西条市中心市街地活性化協議会設立準備会の概要

西条商工会議所が中心となり、平成 19 年 10 月 1 日に、中心市街地活性化協議会の発足に向けた準備会を立ち上げ、基本計画の策定段階における方針や取組みに対する協議、今後の事業実施や総合的かつ一体的な推進に関し、必要な事項について協議しました。

準備会は以下に示す 12 名で構成していますが、今後は、本基本計画の推進にあたり、各種事業に関する意見調整や目標指標に関する進捗管理など、総合的かつ効率的に中心市街地活性化を推進していくため、平成 20 年 7 月頃に中心市街地の活性化に関する法律第 15 条に規定する協議会へ移行していきます。その際には、都市機能の増進を図るものとして、地域のまちづくり活動を積極的に実施している NPO 団体の参加を図り、実行性のある組織として立ち上げます。また、中心市街地活性化に意欲がある団体など、多様な民間主体が参画し、中心市街地活性化の取組みを地域自らが担い手となって主体的に取り組むための組織としていきます。

■ 西条市中心市街地活性化協議会設立準備会の委員名簿

区 分	所属団体	役 職
会 長	西条商工会議所	会 頭
副 会 長	西条商店街まちづくり協議会	会 長
委 員	愛媛大学大学院	理工学研究科 教授
〃	西条商工会議所	商業部会 会長
〃	西条市観光協会	会 長
〃	四国旅客鉄道株式会社	伊予西条駅長
〃	瀬戸内運輸株式会社	周桑営業所長
〃	西条市連合自治会	会 長
〃	西条市社会福祉協議会	会 長
〃	西条金融協会	会 長
〃	NPO 法人うちぬき 21 プロジェクト	理事長（第 3 回より）
〃	西条市	企画経済部長

■ 西条市中心市街地活性化協議会設立準備会の開催経緯

＜第 1 回協議会設立準備会…平成 19 年 10 月 1 日＞

- ・ 中心市街地活性化基本計画策定にあたって、中心市街地活性化の目標、方針について、各種事業内容・目標数値の設定について、計画骨子案について

＜第 2 回協議会設立準備会…平成 19 年 12 月 3 日＞

- ・ 計画素案について、基本計画認定申請に向けたスケジュールについて

＜第 3 回協議会設立準備会…平成 20 年 3 月 21 日＞

- ・ 「NPO 法人うちぬき 21 プロジェクト」の入会について、基本計画（案）の修正について

＜第 4 回協議会設立準備会…平成 20 年 5 月 7 日＞

- ・ 基本計画（案）の修正について



（２）西条市中心市街地活性化協議会設立準備会の意見

設立準備会委員として、商工会議所会頭と同商業部会会長に出席していただき、設立準備会の場で商工会議所の意見聴取を行っています。

①中心市街地の定義・区域について

- ・中心市街地の定義を明確にする必要がある。
- ・合併して、旧西条市と旧東予市の市街地も含めて、２極の活性化を図る考え方もあるのではないかと。中心市街地の役割と位置づけを明確にする必要がある。

②中心市街地活性化の方針について

- ・高齢者が中心部に移り住んでしまうと、西条市の第一次産業がつぶれてしまう。西条市にとっては、第一次産業も重要な産業であるので、その点も考えて中心市街地の活性化を進めていく必要がある。
- ・これまでも、伊予西条駅前の観光看板など、所々整備されているが、当初の計画どおりに整備されているのかどうか、実感できない。また、整備されている所が限られており、西条市が目指す「実感都市」については、地域の温度差が激しい。計画的に取り組み、活性化が実感できる整備が必要である。

③中心市街地活性化に向けた実施事業について

- ・西条市としては、合併によって様々な事業の計画がある。財政的に厳しい状況にあるので、それらと連携して効率よく取り組んでいく必要がある。これまでに進捗してきた事業等を活用して実現していくための計画が必要である。
- ・これまで整備してきた総合福祉センターや今後予定している新図書館の整備により、都市福利施設が集積しつつある。近接する総合文化会館も含めて、現段階の駐車場需要はどうなっているのか。効果的な駐車場の利用が必要である。
- ・本計画では、南北自由通路や駅南広場を整備することになっているが、その後は、駅南広場へのアクセス道路、国道１１号との接続等も考えていく必要があるのではないかと。
- ・継続的に活性化に取り組んでいくことは重要であるが、これまで取り組んできたことに対する評価を明確にしておく必要がある。
- ・人が集まることが活性化であり、中心市街地に住んでもらう方がよいか、それとも来街によって人を集めるのか、両方とも必要なのかを検討すべきである。住んでもらうためには、今後、空き家調査なども進めていく必要があるし、来街者を集めるためには、水テーマとしたうちぬき広場などの創出に取り組んでいくことも考えられる。
- ・紺屋町商店街の共同店舗整備事業とともに、東町商店街でも道路拡幅も含めた共同整備を検討している。現在は、アンケート調査を実施し、地権者の意向を把握している段階であるが、今後、地域の合意形成をとることができれば、本計画への追加も検討してほしい。

④目標数値について

- ・地域の実情を勘案して、現実的に達成可能な数値を設定し、無理のない事業を推進する必要がある。

⑤アンケート調査結果について

- ・街頭ヒアリング調査では、周辺に住んでいる方を中心に聞いており、回答者の属性も高齢者が多くなっている。市全体にわたる幅広い市民の意見を聞いて検討する必要がある。

⑥事業の推進について

- ・まちづくり会社の設立については、他市のまちづくり会社の設立状況を踏まえながら、明確にしておく必要がある。

⑦その他

- ・郊外部の商業施設では、近年、客数は変わらないが客単価が下がり、消費者も買い分けをしている。また、高額商品については、岡山や大阪で購入する消費者が増えている。そのような消費者のニーズを十分に捉えて、中心市街地活性化に取り組んでいく必要がある。

〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

（1）地域住民のニーズ等の客観的な把握

①西条市都市計画に関するアンケート調査

平成 19 年 7 月に無作為抽出した市民 4,000 人を対象として、都市計画の観点から、商業店舗の出店場所、既存商店街のあり方、大規模商業施設の郊外立地の考え方などに関するアンケート調査を行い、市全体のニーズとして捉え、基本計画への反映又は参考としました。

実施期間：平成 19 年 7 月 11 日～平成 19 年 7 月 25 日

②中心商店街利用者に対する街頭ヒアリング調査

平成 19 年 7 月に中心市街地の商店街利用者を対象として、商店街の利用状況や満足度、今後の取組みなどについて街頭ヒアリング調査を行い、地域住民や商店街利用者のニーズとして捉え、基本計画への反映又は参考としました。

実施期間：平成 19 年 7 月 27 日、28 日

③基本計画案に対する市民意見

市民の中心市街地に対する意識を把握するため、「西条市中心市街地活性化基本計画（案）」への意見募集（パブリックコメント）を行いました。その結果、期間中に市民から寄せられた意見は、ありませんでした。

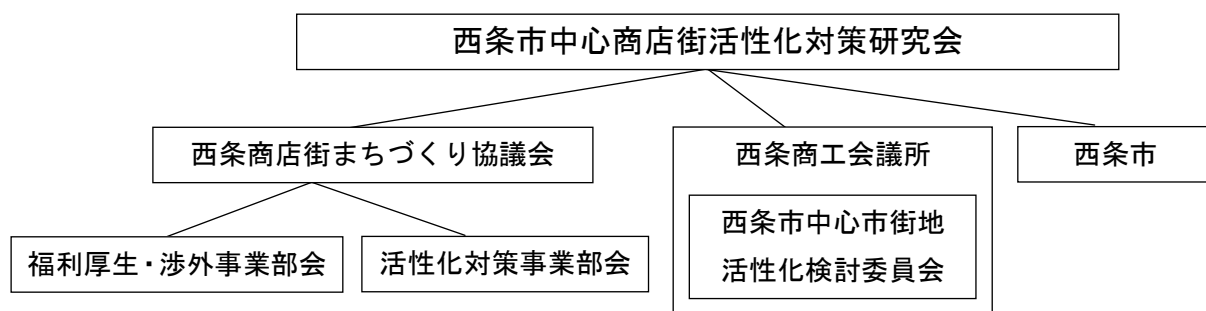
実施期間：平成 19 年 12 月 6 日～26 日

（2）様々な主体の巻き込み及び各種事業などとの連携・調整等

①西条市中心商店街活性化対策研究会

地元関係者等（西条商店街まちづくり協議会）と商工会議所、西条市の連携強化を図るため、平成 12 年度から「西条市中心商店街活性化対策研究会」を設置し、中心市街地活性化に向けた研究会、視察会、意見交換会等を行っています。これまでに、中心市街地に係る各種事業の協議やイベントの開催、先進地視察など、70 回（平成 20 年 3 月現在）の研究活動を実施し、今後も連携・調整を図りながら、市や地元商業者などの各主体が協働して中心市街地活性化に向けた取組みを進めていく予定です。

■地元関係者等との連携体制図



②西条市中心市街地活性化検討委員会

商工会議所内において、西条商店街の再開発及び活性化策について検討するため、新たに「西条市中心市街地活性化検討委員会」を設置しました（平成 19 年 10 月 25 日）。委員は 10 名で構成し、必要に応じて追加できるものとしています。検討委員会では、西条市中心市街地活性化協議会（準備会）並びに西条商店街内部の活性化への取組みと連携しながら、本計画に掲げる事業を遂行していきます。

③NPO法人 うちぬき 21 プロジェクト

「うちぬき 21 プロジェクト」は、市民が誇れる“水”と“芸術文化”のまちづくり、水景観の創出及び自然と芸術文化への意識高揚、情操教育を目的に、2000 年 1 月の準備委員会発足以降、西条市の水やうちぬきに関わる様々な活動に取り組んでいます。中心市街地においては、点在するうちぬきを活用した「うちぬきマップ」の作成や、アクアトピアを活用した「うちぬき美術館」、「うちぬきウォークラリー」の開催など、うちぬきをテーマとした西条市特有のまちづくり活動やイベント等の取組みが行われています。このような活動と連携しながら、西条市らしい中心市街地活性化に取り組んでいくことが必要です。

■うちぬきウォークラリー

